（事業報告書）

第二百四十六条の三　［略］

［２～４　略］

５　適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社に限り、法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

６　適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社及び法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（監督処分の公告）

第二百四十六条の七　法第六十三条の五第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、官報により行うものとする。

第六節の二　海外投資家等特例業務に関する特例

（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百四十六条の八　法第六十三条の八第一項各号に規定する内閣府令で定めるものは、当該権利が財産的価値に表示される場合における当該財産的価値を海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいい、同条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。第二百四十六条の十九において同じ。）以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていないものとする。

（海外投資家等から除かれる者）

第二百四十六条の九　法第六十三条の八第一項第一号ハに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　その発行する法第二条第一項第五号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号、第九号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利又は同条第二項第三号若しくは第四号に掲げる権利（その取得の対価の額を超えて財産の給付を受けることがないことを内容とする権利を除く。）を海外投資家等（法第六十三条の八第二項に規定する海外投資家等をいう。次号において同じ。）以外の者が取得している特別目的会社

ハ　第二百四十一条の二第六号に該当する場合であって、訴訟又は調停（適格機関投資家等特例業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）の当事者となった場合　次に掲げる事項

(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所

(2)　訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日

(3)　管轄裁判所名

(4)　事件の内容

ニ　第二百四十一条の二第六号に該当する場合であって、訴訟又は調停が終結した場合　次に掲げる事項

(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所

(2)　訴訟又は調停が終結した年月日

(3)　判決又は和解の内容

（事業報告書）

第二百四十六条の三　［同上］

［２～４　同上］

５　適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社に限り、法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

６　適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社及び法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（監督処分の公告）

第二百四十六条の七　法第六十三条の五第六項の規定による公告は、官報により行うものとする。

［節を加える。］